

1 介護休暇制度とは



快悟くん

Q子さん。  
何か悩み事ですか？

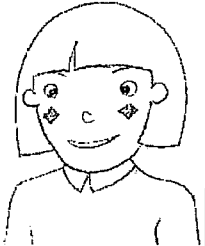
実は子どもが交通事故で長期入院……。  
ずっと見てあげたい。どうしよう……。  
その介護のために、お仕事やめようか  
悩んでいるの。  
快悟君は介護のことに詳しくわね。  
いろいろ教えて。



Q子さん

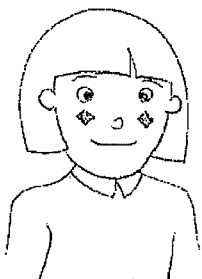
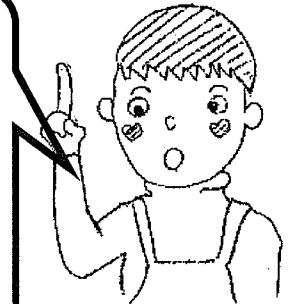


僕でわかることなら、何でも力に  
なりますよ。  
どんなこと聞きたいの？

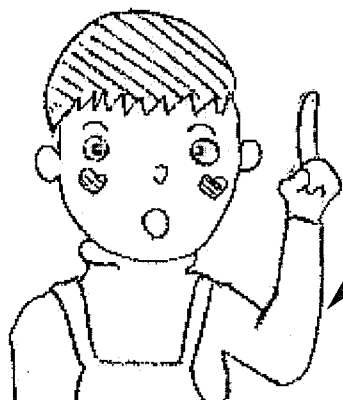


私は今、学校の先生をしてるんだけど、  
しばらくお仕事お休みすることできないかな？

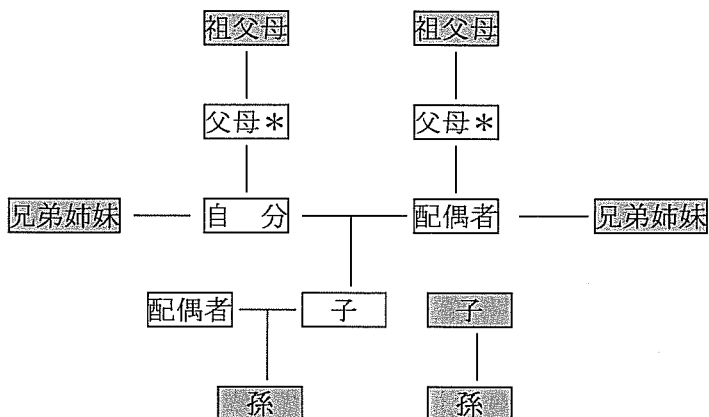
学校の先生たちには、介護休暇制度があって「病気や  
高齢のために、14日以上にわたって介護が必要な場  
合休暇を取ることができる。」という決まりがある。  
お医者さんの診断書かそれに変わるものがあれば、  
休むことはできるんだ。  
相手の人が入院している場合、「とれない」と言わ  
れた人が何人もいるけれど、お医者さんに「介護の必  
要がある」と添え書きしてもらえば、認められるはず  
です。「精神安定のため」とか「言葉がけが回復を早め  
る」とか書いてもらえばいい。



そうか休むことができるんだ。学校の先生やめなくても、  
しばらくお仕事お休みできるんだ。  
とてもありがたい制度なんだ。  
この制度は家族の誰が病気やけがをしても、使える制度なの？



家族であればたいいの人にあてはまるはずだよ。正確にはこの表を見てごらん。



■ は同居が条件 □ は同居の有無を問わない

\*父母の配偶者（再婚相手）は同居が条件

配偶者には届け出をしていないが事実上の婚姻関係と同等の事情にあるものを含む。

### (1) 介護休暇の期間について



介護休暇をとれる期間は、どれ位なのですか？



要介護者1人につき、介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する6ヶ月以内です。

つまり、介護を必要とする1人の人に対し、最長で6ヶ月間休暇をもらえます。その人がまた別の病気になれば、また、6ヶ月間の休暇をもらうことができます。**例えばお父さんが脳卒中で倒れた場合、6ヶ月。完治後、胃がんの介護が必要になった場合、新たに6ヶ月の介護休暇をとることができるわけです。**

もしも、別の家族が介護が必要となった時、新たに最長6ヶ月の介護休暇をとることができます。**介護する相手や、介護を必要とする状況が異なれば、何度でも介護休暇をとることができます。**



6ヶ月は、分割してとれるのですか？



現在の制度ではとれません。

連続する6ヶ月以内ですので、最初に介護休暇をとった日から6ヶ月間になります。例えば、1月1日から介護休暇をとったとすると、最長6ヶ月ですので、介護休暇は6月30日までとなり、7月1日から出勤となります。例え、介護休暇の途中で、勤務したとしても、休暇の

期間が延長されることはありません。例えば、3月1日～31日まで1ヶ月間出勤しても、介護休暇が1ヶ月延長され、8月1日からの出勤になるということはありません。介護休暇中に、何日出勤しても、あくまで介護休暇は「連続する6ヶ月間」であるので、申請した1月1日から6ヶ月間、6月30日までとなり、7月1日から介護休暇は認められません。



介護休暇がとれるのは、1日単位ですか。



いいえ。介護休暇の単位は、1日または、1時間です。だから、時間の分割取得も可能です。ただし、時間単位で介護休暇をとっても、認められる介護休暇は「連続する6ヶ月」です。1月1日から介護休暇をとったとすると、認められる介護休暇は6月30日までです。

1月1日から6ヶ月間連続して介護休暇をとり1日も出勤しなかった場合も、たった1時間だけしか介護休暇をとらなかった場合も、介護休暇として認められるのは6月30日までです。時間単位で介護休暇をとっても、合計6ヶ月の介護休暇をとれるわけではなく、最初に介護休暇をとった日から6ヶ月間になります。



いただいた介護休暇6ヶ月が終了しても、まだ同じ相手の同じ疾病のための介護が必要な場合は、どうしたらいいですか。



介護休暇が終了しても、介護を必要とする状態が続いている場合、介護休暇に連続して介護欠勤を取得することができます。

介護欠勤の期間は、介護休暇が終了する翌日から、連続する3ヶ月以内です。つまり、一人の同じ疾病の介護のためには、最長9ヶ月（介護休暇6ヶ月の後に、介護欠勤3ヶ月）の介護のためのお休みが認められているわけです。

介護欠勤も、介護休暇と同じで、1日または1時間の単位でとることができます。

## (2) その他のケースの相談



Q わたしは、家に老人性痴呆がすすむ母がいます。子どもが保育園に通うために、どうしても妻が家を空けなければならない時間が毎日あります。その時間を「介護休暇」として、時間単位でみとめられるのでしょうか？

A 「介護休暇」として、時間単位でもとることは可能です。でも、そのためには、あなたがその人を看なければならないという証明が必要になります。



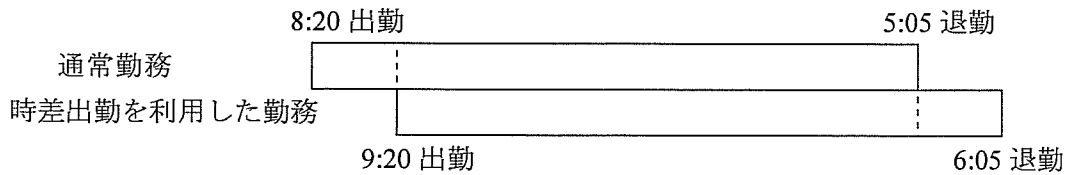
Q そういう証明はむずかしい。。。とすると、どんな方法がありますか？

A それならば、「育児・介護を行う人の時差出勤」ということが認められています。

小学校就学前の子を養育している人、学童保育施設へ小学生を迎えに行く人とともに、「2週間以

上にわたり、日常生活を営むのに支障がある者を介護する人」については、「1時間以内の早出、遅出」を申請することができます。これは、「フレックスタイム」と似た形の制度です。 例え

◇妻が保育園に子どもを送るために、朝、出勤を1時間遅れて出勤したら、



というような、形での勤務となります。(早出については、退勤時刻を早めることになります。)



Q 「時差出勤」を利用したいのですが、介護に関わってそれを行わせるためには、介護休暇と同じような手続きが必要なのですか？

A 「県立学校」には、「時差勤務申請書」がありますが、それ以外の学校には、そういう書類の提出の必要はありません。基本的に、小中学校の場合、校長が時差出勤を認めればよいのです。市町村のきまりにもよりますが、県には「県へ診断書を提出すること」というきまりはありません。



Q 母が完全看護の病院に入院しています。しっかり介護をしてあげたいと願いながらもできないでいます。完全看護の病院に入院している家族についての介護休暇は認められるのでしょうか？

A 「完全看護」の病院であることを理由に、介護休暇を申請したがとれなかった人がいます。ただし、申請書類に必要な診断書に「介護の必要がある。」と医師に添え書きしてもらえば、認められます。「精神安定のため」とか「家族の言葉がけが、回復を早める」というように、家族でしかできない介護の必要性を申請書類にも記してもらおうことで可能になります。



Q 夫婦共に、県職員ですが、二人同時に介護休暇をとることができますか。

A できません。今まで、介護休暇・介護欠勤の期間についてお話して来ましたが、介護が長引く場合もあります。夫婦共に県職員の場合、以下の介護休暇・欠勤の取得の例を参考にして下さい

----- 継続が必要                      ——— 中断も可

①夫 母の介護 休暇6ヶ月	②夫 母の介護 欠勤3ヶ月以内	③妻 母の介護 休暇6ヶ月	④妻 母の介護 欠勤3ヶ月以内
------------------	--------------------	------------------	--------------------

①妻 母の介護 休暇6ヶ月以内	③夫 母の介護 休暇6ヶ月	④夫母の介護 欠勤3ヶ月以内
--------------------	------------------	-------------------

①妻 母の介護 休暇6ヶ月	②妻 母の介護 欠勤3ヶ月以内	③妻 父の介護 休暇6ヶ月	④妻 父の介護 欠勤3ヶ月以内	⑤夫 母の介護 休暇6ヶ月
------------------	--------------------	------------------	--------------------	------------------

というような、形での勤務となります。  
早出については、退勤時刻を早めることとなります。)



Q 「時差出勤」を利用したいのですが、介護に関わってそれを行わせるためには、介護休暇と同じような手続きが必要なのですか？

A 「県立学校」には、「時差勤務申請書」がありますが、それ以外の学校には、そういう書類の提出の必要はありません。基本的に、小中学校の場合、校長が時差出勤を認めればよいのです。市町村のきまりにもよりますが、県には「県へ診断書を提出すること」というきまりはありません。



Q 母が完全看護の病院に入院しています。しっかり介護をしてあげたいと願いながらもできないでいます。完全看護の病院に入院している家族についての介護休暇は認められるのでしょうか？

A 「完全看護」の病院であることを理由に、介護休暇を申請したがとれなかった人がいます。ただし、申請書類に必要な診断書に「介護の必要がある。」と医師に添え書きしてもらえば、認められます。「精神安定のため」とか「家族の言葉がけが、回復を早める」というように、家族でしかできない介護の必要性を申請書類にも記してもらうことで可能になります。



Q 介護が長引きそう……。でもクラスはだれが見てくれるの？  
代替者の措置はどうなっているんですか？

A 代替者は、介護休暇で「1ヶ月以上休むことが確実になった時点」で措置されます。だから、介護休暇を申請する書類作成の時点で、診断書と休暇の申請書類にその旨が記されていれば、申請後の次の日からでも措置されることになっています。

Q 介護休暇を申請していますが、時間単位でとることが多くなります。  
そういう場合も代替者が措置されるのですか？

A 介護休暇を時間単位で取得する場合には、そのための代替者は措置されません。  
そういう場合には、やはり職場で全職員体制で協力してもらえる体制が必要ですね。

### (3) 介護休暇をとった場合の給与



介護休暇をとった場合の給与はどうなるんですか？



介護休暇を取る場合の給与は、次のようになります。

①月の全日を勤務しない場合



Q 3 介護休暇を時間単位で取る場合の必要書類は、何ですか？

A 介護休暇を時間で取る場合にも、6ページのQ2同様、介護休暇を申請するのと同じ3つの書類が必要です。休暇等整理簿の「その他」の覧にも、記入が必要です。

Q 4 「介護休暇」の6ヶ月では、足りず、続けて「介護欠勤」をとることになりました。必要な書類はありますか。

A 新たに「介護休暇」を取ることになるので、新たに以下の3つの書類が必要になります。

- (1) 介護休暇願 (→9ページ 必要書類③)
- (2) 要介護者(介護を必要とする人)との続柄を証明する書類(住民票 OR 戸籍謄本など)
- (3) 要介護者に関わる、「介護が必要である」という医師の診断書、または、介護が必要なことを証明するに足りる書類

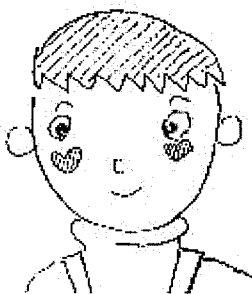
※以上3つの書類をそろえ、その上で「休暇等整理簿」には、裏面の「その他」の覧への記入が必要です。(→9ページ 必要書類④)

Q 5 介護休暇後(あるいは、きりあげて)復職します。どんな手続きがいろいろあるのでしょうか？

A 事務の先生のところ「出勤届」という書類があります。

そこに、必要事項を記入し(→10ページ 必要書類⑤)校長先生に提出します。

ちなみに、介護欠勤後の復職の際も、「出勤届」が必要になります。(→10ページ 必要書類⑥)



少しは参考になったかな。  
ある制度はうまく活用して、いくことが大切なんだ。

快悟くん、ありがとう。  
教えてもらったこと、参考にして、  
何とかお仕事をめないで  
介護もできる道を探してみます。

